

(令和2年6月17日 医学科会議決定)

医学部医学科学生に対する個人情報の管理に関する指針

1. 神戸大学医学部医学科学生（以下「学生」という。）は「神戸大学個人情報管理規則」に準じて、個人情報の管理、保護に努めなければならない。
2. 学生が神戸大学医学部附属病院で実習を行う際には「神戸大学医学部附属病院の保有する医療に係る個人情報の適切な管理のための措置等に関する内規」に準じて個人情報の管理、保護に努めなければならない。
3. 学生が学外実習などにおいて、他病院又は他施設（以下「病院等」という。）において実習を行う場合は、当該病院等の個人情報保護に関する規則等を遵守すること。
4. 学生は医師ではないが、同等の守秘義務を守ること。

なお、上記の指針には下記の項目が含まれる。

1. アクセス制限：学生の病院情報端末上のアクセス権限は制限されている。
2. 複製等の制限：医療関係個人情報の複製、送信、あるいは媒体の外部への持ち出しは制限されている。
3. 媒体の管理：媒体の管理に留意し、コンピュータ、ワードプロセッサなどの外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウイルスによる漏洩の防止、コンピュータ・記憶媒体等の盗難の防止に努めること。
4. 第三者の閲覧の防止：コンピュータ、データにパスワードをかけ第三者が閲覧できないように努めること

(注意事項)

1. 患者の個人情報に関しては、診療、研究、教育の目的に使用することを説明した上で、情報提供者に同意を得ているのであるから、上記の目的以外には使用してはならない。同意が得られなかった患者の個人情報については使用してはならない。
2. レポート等に患者情報を使用する際は、匿名化を厳重に行い、氏名、住所、生年月日、患者ID等の情報は使用してはならない。また、顔面のマスクング(目の部分を覆う)を行い、X線写真などから患者氏名、IDなどを画像上から消去すること。
3. 診療録や診療記録の当該病棟・部署からの持ち出しは制限されている。また、廊下や、食堂、エレベーターなどにおける会話も第三者に個人情報が漏れることがないように注意すること。
4. 病院等で行う実習において、当該病院等が指定する誓約書等の提出を求められた場合は必ず提出すること。

患者さんの個人情報の保護に関する注意

- # 患者さんの個人情報に関するものは、複製（コピー）は元より、電子媒体（デジカメでの撮影画像を含）での記録・外部への持ち出し等は厳しく制限されています。よって、携帯電話・スマートフォン・PC・USBメモリ等の中に、患者さんのカルテ情報（画像）・退院サマリ等個人情報にあたるデータを取り込む等の行為は一切できません。
- # 個人情報（個人が特定できる状態のデータ）を医療情報システム外に持ち出すこと自体、規則違反（処罰対象）になります。電子媒体を持ち出し・保持しないよう十分留意してください。
- # 患者さんの個人情報に関わる電子媒体を保持することは、オンラインストレージ・クラウドサービス利用時におけるID/パスワードの流出や、端末へのウィルス感染等により、個人情報漏えいに繋がり兼ねず、非常に危険であることを理解してください。
- # 医療情報システムを取り扱うパソコン上で、医療情報利用カードの番号に紐付けされた‘マイドキュメントフォルダ‘を用意しています。担当患者さんの情報を一時的に取り扱う際に利用できます。学習の一助として下さい。

電子カルテ端末以外の端末を用いて臨床実習教育を受ける際の注意

医学部では、院内電子カルテ端末と皆さんの端末との間を完全に暗号化した上で電子カルテ端末上の映像を配信するしくみ(*)を用い、患者さんの承諾のもと、個人情報を用いた教育を行います。受信する端末上で表示するWebブラウザ以外に情報が漏えいしないように、上記、患者さんの個人情報の保護に関する注意に加えて、以下の事項を厳守しなければなりません。

- # 使用する端末は、可能な限りクリーン（OSと学習に必要なソフトウェア以外が稼働していない）な端末を用い、最低限のセキュリティ対策を行っておくこと。受講中は不要なソフト（常駐ソフト含む）は終了しておくこと。
- # 受講中の映像、音声は、故意にではなくても、あなた以外の周囲の人の耳目に決して触れないように留意してください。
- # 講義の配信を受ける際には講義中の患者さんに関する情報の映し出された画面等のスクリーンショット、動画撮影は、学習の為であっても決して行ってはなりません。この行為は、個人情報を医療情報システム外に持ち出すことに相当し、規則違反（処罰対象）になります。
- # 講義中のメモやレポート等を電子カルテ端末以外で作成しようとする場合は、個人情報とならないように留意してください。疾患の希少性等から、個人情報に該当する懸念がある場合は、暗号化などの対処を行うこと。

(*)この仕組みを用いる場合においては、医療情報端末の画面が皆さんの端末のWebブラウザまで延長したものとみなされ、「医学部医学科学生に対する個人情報の管理に関する指針」の「医療関係個人情報の複製、送信、あるいは媒体の外部への持ち出し」には該当しないものとみなします。